

国立大学法人香川大学における内部質保証実施手順

令和3年4月1日

目的

第1 目的

この実施手順は、国立大学法人香川大学における内部質保証に係る方針第6に基づき、国立大学法人香川大学(以下「本法人」という。)及び本法人が設置する香川大学(以下「本学」という。)における内部質保証の実施に関し必要な事項を定める。

内部質保証の対象となる組織

第2 対象組織

内部質保証の対象となる部局は、国立大学法人香川大学組織規則で法人又は大学に置く組織と規定する組織のうち以下の組織とする。

- (1)学部、研究科
- (2)図書館
- (3)博物館
- (4)機構
- (5)学内共同教育研究施設
- (6)インターナショナルオフィス
- (7)保健管理センター
- (8)附属病院
- (9)附属学校園
- (10)学長戦略室
- (11)教育戦略室
- (12)研究戦略室
- (13)地域・産官学連携戦略室
- (14)広報室
- (15)大学評価室
- (16)男女共同参画推進室
- (17)イノベーションデザイン研究所

内部質保証の点検・評価

第3 内部質保証の点検・評価の項目

点検・評価に際しての項目は、担当の分野責任者又は部局等責任者が分野又は部局等の特性・課題を考慮して定め、事前に周知するものとする。公表されている第三者評価の基準等を参考に項目を定めことができる。

第4 内部質保証の点検・評価の方法

- (1) 点検・評価は、点検・評価項目ごとに根拠となる資料・データを用いて、分析し、優れた事項、改善を要する事項を抽出するものとする。
- (2) 点検・評価の実施方法は、担当の分野責任者又は部局等責任者が分野又は部局等の特性・課題を考慮して定め、事前に周知するものとする。
- (3) 点検・評価の実施に当たっては、以下の事項に留意して実施するものとする。
 - ①客観性のある資料・データに基づく点検・評価
 - ②合理的、効率的な点検・評価
 - ③学修者やステークホルダーなどの多様な視点を取り入れた点検・評価

第5 点検・評価結果の報告

分野責任者及び部局等責任者は、担当する分野又は部局等に係る点検・評価結果及び改善計画を、最高責任者に報告するものとする。

第6 点検・評価結果の検証

- (1) 点検・評価結果及び改善計画の報告を受けた最高責任者は、大学評価委員会にその検証を依頼するものとする。
- (2) 点検・評価が、教育研究に係るものである場合は、教育研究評議会において、その検証結果を確認するものとする。
- (3) 点検・評価が、経営に係るものである場合は、経営協議会において、その検証結果を確認するものとする。

第7 点検・評価結果の確定

最高責任者は、点検・評価結果、改善計画及び第6による点検・評価の検証結果を、役員会に報告し、確認を受けるものとする。

第8 点検・評価結果に基づく改善

- (1) 最高責任者は、第7で確定した改善計画について、分野責任者又は部局等責任者に、改善を指示するものとする。
- (2) 前項により改善を指示された分野責任者又は部局等責任者は、最高責任者に改善計画の進捗状況及び改善結果を報告するものとする。

その他

第9 その他

この実施手順に定めるもののほか、内部質保証の実施に関し必要な事項は、学長が定める。